

# 一般社団法人日本アロマセラピー学会 役員選出に関する規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本アロマセラピー学会定款第20条に定める評議員の選出および同第34条に定める理事及び監事の候補者の選出について適用する。

2 この規程は、理事会の議決を経て、変更することができる。

## 第2章 評議員の選出

第2条 評議員の定数は、当分の間150名以内とし、うち100名以内を選挙で選出する。

2 前項の選挙で選出される以外の評議員は、理事会において、この法人の会員職種、地域構成比等を考慮し、各職種より選出する。ただし、これによっても選出される評議員が定数に満たない場合は、本規程第5条を考慮し理事による推薦も受理することができる。

3 評議員の就任時の年齢は、満70歳未満であることを要する。

第3条 評議員の被選挙権は、立候補日現在において、以下の条件を具備している者が有する。

(1) この法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。

(2) 臨床系会員は、立候補日現在においてこの法人が発行する有効な認定証を取得していることがのぞましい。基礎系の研究者会員は、アロマセラピーに深い知識、研究業績を有すること。

(3) アロマセラピーの正しい普及・進歩・発展に寄与していること。

2 評議員の選挙に立候補しようとする者は、必要書類を添えて第8条に定める期間内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 その他評議員の被選挙権について疑義のある時は選挙管理委員会の決定に従うものとする。

第4条 正当な理由がなく、任期中社員総会に全く出席しなかった者、また本学会、地方会、研究会などで学術発表がないなどの場合は、次期の立候補を認めないことがある。

## 第3章 理事及び監事の候補者の選出

第5条 理事及び監事の候補者は、評議員の中から選出する。ただし、理事及び監事に立候補しようとする者は、引き続き5年以上この法人の正会員であることを要する。

- 2 理事及び監事の選挙に立候補しようとする者は、必要書類を添えて第13条に定める期間内に選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 3 理事の就任時の年齢は、満70歳未満であることを要する。
- 4 理事長は、理事の互選により選任する。
- 5 副理事長は、理事長が推薦し、理事会の議決によって選任する。
- 6 理事及び監事は、この法人の職員を兼ねることができない。
- 7 正当な理由がなく、任期中理事会に全く出席せず、又は各種委員会の委員長、副委員長の職務を遂行しなかった場合などは、次期の立候補を認めないことがある。
- 8 第1項及び第18条の定めにも拘らず、監事について必要があるときには、正会員以外のものであっても理事長が推薦し理事会の承認を受けた者を選挙により選出されたものとみなす。

#### 第4章 選挙管理委員会

第6条 この法人の評議員の選挙並びに理事及び監事の選挙管理業務は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会の委員長は、理事長の指名により選出する。

第7条 選挙管理委員長は、正会員の中から若干名を選挙管理委員候補者として指名し、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 この法人の評議員の選挙並びに理事及び監事の候補者選出に関する被選挙権の有無の審査業務は、選挙管理委員会が行う。
- 4 選挙管理委員会は評議員、理事、監事其々の選挙の日程を作成し実行する。

#### 第5章 評議員の選挙

第8条 選挙管理委員会は、第2条第3項及び第3条第1項に規定する条件を満たす者を評議員候補者として、選挙実施年の選挙管理委員会委員会の定める期間に立候補の届出を受け付ける。

第9条 選挙管理委員会は、評議員立候補者名簿及び投票用紙を、定める期日までに全正会員に送付する。

第10条 評議員の選挙は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、定める期間に選挙管理委員会に到着したものを有効投票として扱う。

第11条 選挙管理委員会は、有効投票用紙の集計を行い、定める日までに当選者を確定し、その結果を理事会に報告する。

第12条 評議員の選出にあたり疑義が生じたときは、選挙管理委員会の決定に従うものとする。

## 第6章 理事の候補者の選挙

第13条 選挙管理委員会は、第5条第1項及び第3項に規定する条件を満たす者を理事の候補者として、任期満了日の属する年の選挙管理委員会の定める期間に立候補の届出を受け付ける。

第14条 選挙管理委員会は、理事の立候補者の資格を審査し、立候補者名簿及び投票用紙を、定める期日までに全評議員に送付する。

第15条 理事の候補者の選挙は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、定める期間に選挙管理委員会に到着したものを有効投票として扱う。

第16条 選挙管理委員会は、有効投票用紙の集計を行い、定款で定める理事の定員に満たないとき、あるいは決選投票が必要な場合は予備選挙期間を利用し、任期満了日の属する年の定める期日までに当選者を確定し、その結果を理事会に報告する。

第17条 理事の候補者の選出にあたり疑義が生じたときは、選挙管理委員会の決定に従うものとする。

## 第7章 監事の候補者の選挙

第18条 選挙管理委員会は、第5条第1項及び第3項に規定する条件を満たす者を監事の候補者として、任期満了日の属する年の選挙管理委員会の定める期間に立候補の届出を受け付ける。

第19条 選挙管理委員会は、監事の立候補者の資格を審査し、立候補者名簿及び投票用紙を、定める期日に全評議員に送付する。

第20条 監事の候補者の選挙は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、定める期間に選挙管理委員会に到着したものを有効投票として扱う。

第21条 選挙管理委員会は、有効投票用紙の集計を行い、定款で定める監事の定員に満たないとき、あるいは決選投票が必要な場合は予備選挙期間を利用し、任期満了日の属する年の定める期日までに当選者を確定し、その結果を理事会に報告する。

第22条 監事の候補者の選出にあたり疑義が生じたときは、選挙管理委員会の決定に従うものとする。

施行 平成23年11月13日

改正 平成24年11月18日

改正 平成26年6月15日

改正 平成26年12月20日

改正 平成27年4月19日